

車両系木材伐出機械関係特別教育の「カリキュラム」と「科目の省略」

1 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育（第8条の2関係）

（学科教育 6時間 実技教育 6時間 合計 12時間）

科目		範囲	時間	ア 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育の修了者	イ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育の修了者	ウ 車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育又は不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育の修了者	エ 伐木等機械の運転の業務に6月以上従事した経験を有する者	オ 平成23年度「高性能林業機械運転従事者に対する安全衛生教育手法開発事業」における試行教育（機械区分が「伐木造材機械」）の修了者
学科教育	伐木等機械に関する知識	伐木等機械の種類及び用途	1時間	○	○	○	○	「科目の省略」可能
	伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	伐木等機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	○	○	「科目の省略」可能
	伐木等機械の作業に関する知識	伐木等機械による一般的作業方法	2時間	○	○	○	○	「科目の省略」可能
	伐木等機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識	伐木等機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識	1時間	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	○	○	「科目の省略」可能
	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	○	○	○	○	○
	合計			6時間	4時間	4時間	6時間	6時間
実技教育	伐木等機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	2時間	「科目の省略」可能	○	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能
	伐木等機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による伐木、造材及び原木の集積	4時間	○	○	○	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能
	合計			6時間	4時間	6時間	4時間	—

2 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育（第8条の3関係）

（学科教育 6時間 実技教育 6時間 合計 12時間）

科目		範囲	時間	ア 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育の修了者	イ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育の修了者	ウ 平成3年11月11日付け基発第646号「林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育について」に基づく安全教育の修了者	エ 車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育又は不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育の修了者	オ 走行集材機械の運転の業務に6月以上従事した経験を有する者	カ 平成23年度「高性能林業機械運転従事者に対する安全衛生教育手法開発事業」における試行教育（機械区分が「車両集材機械」）の修了者
学科教育	走行集材機械に関する知識	走行集材機械の種類及び用途	1時間	○	○	「科目の省略」可能	○	○	「科目の省略」可能
	走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	走行集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	○	○	「科目の省略」可能
	走行集材機械の作業に関する知識	走行集材機械による一般的作業方法	2時間	○	○	「科目の省略」可能	○	○	「科目の省略」可能
	走行集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類及び取扱い方法	走行集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類及び取扱い方法	1時間	○	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	○	○	「科目の省略」可能
	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	○	○	○	○	○	○
	合計			6時間	5時間	4時間	1時間	6時間	6時間
実技教育	走行集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	3時間	○	○	○	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能
	走行集材機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	3時間	○	○	○	○	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能
	合計			6時間	6時間	6時間	6時間	3時間	—

3 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育（第9条の2関係）（架線集材機械を含む）

（学科教育 6時間 実技教育 8時間 合計 14時間）

科目		範囲	時間	ア 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育の修了者	イ 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育の修了者	ウ 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育の修了者	エ 車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育又は不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育の修了者	オ 簡易架線集材装置等の運転の業務に6月以上従事した経験を有する者	カ 平成23年度「高性能林業機械運転従事者に対する安全衛生教育手法開発事業」における試行教育（機械区分が「架線集材機械」）の修了者
学科教育	簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	簡易架線集材装置の集材機の種類及び用途 架線集材機械の種類及び用途	1時間	○	○	○	○	○	「科目の省略」可能
	架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	架線集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	○	○	○	「科目の省略」可能
	簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械による集材の方法 簡易架線集材装置の索張りの方法	2時間	○	○	「科目の省略」可能	○	○	「科目の省略」可能
	簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類 ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	1時間	○	○	○	○	○	「科目の省略」可能
	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	○	○	○	○	○	○
	合計			6時間	5時間	5時間	4時間	6時間	6時間
実技教育	架線集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	1時間	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	○	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能
	簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	3時間	○	○	○	○	「科目の省略」可能	「科目の省略」可能
	ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	4時間	○	○	「科目の省略」可能	○	「科目の省略」可能	○
	合計			8時間	7時間	7時間	4時間	7時間	—

